

自治会・町内会・自治振興会の皆様からの要望書の流れについて

要望書を提出したい

事前協議(行政センターと打合せ)

- ①施設の管理者(要望先)はどこか
- ②新設要望か 修繕要望か
- ③要望箇所のうち優先順位はどうか

※要望される全てが市の事業とは限りません。
県、土地改良区などへは直接要望されることをお勧めします。
※修繕については直ぐに担当課へ連絡し判断します。
修繕にかかるものは要望書は必要ありません。
※優先順位があれば予算編成がスムーズです。

※既に要望しているものは再度要望の必要はありません。
「対応状況」はインターネットでご覧いただけます。

要望書の作成・提出

※市への要望書は市長宛て1通のみで結構です。
※様式・記入例は市HPからダウンロードすることができます。
(任意の書式でも可)
※要望書は担当課もしくは行政センター、市民協働課等へ提出して下さい。

要望箇所の現地確認

※担当課で要望内容の詳細について現地確認いたします。
なお、必要のある場合は申請者や地元の方々に現地確認の協力をお願いすることがあります。

要望書の庁内回覧

※担当部局にて危険性・緊急性を判断し予算対応について検討します。(現年?補正?次年度?)
※要望の内容については1ヶ月以内に対応状況を公開します。

新年度予算要求(11月)

※危険性・緊急性の高いもの、
優先順位の高いものを検討し
予算要求します。

補正予算要求

※危険性・緊急性の高い要望は
補正予算として要望し実施します。

新年度予算内示

※予算要求箇所と予算内示箇所の確認を行います。

3月議会予算案上程

※市議会において予算審議が行われます。議決により新年度予算が確定いたします。

要望書への回答はHPで公開
要望案件はデータベース化

※要望に係る対応状況は、南砺市のホームページから確認いただけます。
※要望事項はデータベース化しますので同一要望を複数年提出していただく必要はありません。

データベースを基に次年度以降も予算要求を行います。